



国東整計建建第 670号

平成28年 3月22日

(株) エボットサービス

戸部 正 殿

東北地方整備局長 川瀧 弘之



一般 建設業の許可について(通知)

平成28年 3月 7日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、宮城県知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣 許 可 (般 - 27) 第 26166 号
許 可 の 有 効 期 間 平成28年 3月22日から 平成33年 3月21日まで
建 設 業 の 種 類

土木工事業
大工工事業
石工事業
電気工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
ほ装工事業
内装仕上工事業
水道施設工事業

建築工事業
とび・土工事業
屋根工事業
管工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
電気通信工事業
消防施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 2月 19日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)